

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化交流センターライトコート手すり設置業務
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	株式会社 横山造園(代表取締役社長 小華和 坦)
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 【具体的事由】 「アイヌ文化交流センターライトコート手すり設置業務」（以下「手すり設置業務」という。）は、アイヌ文化交流センターのライトコート（中庭）において、既存の手すりを撤去の上、新たな手すりを設置する業務である。 中庭においては、「アイヌ文化交流センターライトコート展示制作整備業務」（以下「展示制作整備業務」という。）の施行が進められているところであり、受託者により11月30日までに完了されることとなっている。 手すり設置業務については、騒音が発生することから、施設運営に影響しないよう、原則として閉館日（毎週月曜日及び毎月最終火曜日）に作業を行うこととなるが、展示制作整備業務についても閉館日に集中して作業が行われており、施設の地階に相当する位置にある中庭の配置上、複数事業者により並行して施工を進めることが困難である。また、作業に当たっては、展示制作整備業務の日々の進捗よくに応じて調整していく必要があるため、同時期に履行できる事業者は、展示制作整備業務の受託者に限定される。 また、手すり設置業務については、降雪期前に終了させる必要があることから、展示制作整備業務との履行期間の重複は避けられない。 以上のことから、展示制作整備業務の受託者である株式会社横山造園以外に本業務を履行できる事業者がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年8月24日